

大津歴博 だより

2022
No.
126

contents**特集**

P1～P2 令和3年度の新収蔵品について

新収蔵品紹介

P3～P4 ●早苗会寄合大津絵六種図

お知らせ

P5 ●本多康慶家中定書

収蔵品紹介

P6 ●大津歴博からのお知らせ

●職員自己紹介

P5

P6

(畠家文書)

〒520-0037 大津市御陵町 2-2

TEL(077)521-2100

<https://www.rekihaku.otsu.shiga.jp/>

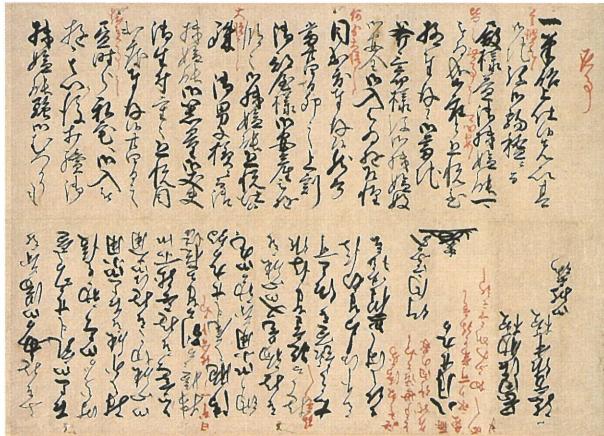
大津市歴史博物館

令和4年5月20日 発行

大津繪 鷹匠



大津繪 鬼念仏



竹内宗五書状〔近江国堅田船道郷土竹内家文書(2)のうち〕



大津県高札



狂歌画本 大津ミやげ



江若鉄道 白髭駅付近 (中川隆人撮影)

青木平輔短歌 (大津事件関係)



早苗会寄合大津絵六種図

「寄合描き」とは、色紙の寄せ書きに似た共同制作です。複数の画人や文人が、共通のテーマに沿ってモチーフを描き足していき、一つの作品（画面）を完成させます。よくあるのは、ある文人の長寿を祝う宴が開催され、同席の画人や文人が画仙紙や絵絹に次々と亀を描き足し、最後にいかにも長老なボス亀がセンターに描かれて、この上なく万寿のシンボルで満たされた作品が出来上がるケースです。

ちなみに、本作のテーマは大津絵です。描き手は、山元春挙画塾「早苗会」に所属する画家たちで、役員クラスや若手の有望株ばかり6名で構成されています。ただ、ここに肝心の山元春挙はいません。推測ですが、この寄合描きの制作時には、春挙は故人となっていたと思われます。

いずれにせよ、大津絵がテーマとなるに相応しい宴会で本作は描かれたのでしょう。画面における画家の配置も重要です。通常は、格上の画家は天地や中央に陣取り、格下の画家は中央の周辺に描きます。実際に、本作の寄合の配置もそのようになっています。

雷公（雷雲と連鼓）：川村曼舟（会長、古参）、鬼念仏：小村大雲（評議員、古参）、矢の根：三宅鳳白（常議員、若手）、藤娘：勝田哲（常議員、若手）、鷹匠：案本一洋（常議員、若手）、瓢箪鯰：庄田鶴友（評議員、古参）。この陣容をみて思い当たるのは、春挙没後に「早苗会」の役員人事が一新され、それまでの古参塾員が第一線を退き、若手が幹部に就任した報道です。

当時、美術関係の媒体に向けて、その手の発表があったようで、「日出藝林」41号（昭和8年8月15日）

の記事に、その間の消息が報道されています。以下にその見出しを紹介します。

「川村曼舟が代表。元老塾員は顧問・相談役に。」

「早苗会の今後 新人を第一線に一往邁進」

となり、続いて、評議員会（評議員と常議員で構成）の中心を、案本一洋、勝田哲、廣本進、山本倉丘、平間旦陵らの新進気鋭作家たちが担うことと、古参塾員は退いた旨が伝えられています。

この記事は、春挙が没した翌月のものであり、早苗会の体制づくりは、師匠逝去の悲嘆に暮れ続けることなく、迅速に進められたことがわかります。

たしかに、本作でも若手が担当したのは、若さと生気にあふれる矢の根・藤娘・鷹匠であり、新旧の交代を暗示しています。

ちなみに、大津絵十種という幕末に確立した大津絵セットのうち、本作の寄合画家たちに選ばれなかったキャラクターは、釣鐘弁慶（長刀弁慶）、外法の梯子剃り、座頭、槍持奴の四種です。

そのうちの座頭については、大正12年（1923）に京都の画商がプロデュースして販売した京都画壇12名の画家や文人の寄合による大津絵屏風で春挙が担当した実績がありました。弟子たちは、その点に敬意を表して、本作の寄合大津絵六種図では、あえて座頭を避けたのかもしれません。

（学芸員 横谷賢一郎）



新収蔵品紹介
やすよし
本多康慶家中定書

本多康慶家中定書は、10代目膳所藩主本多康慶（1647～1718）が藩士に向けて守るべきことなどを示したものです。延宝7年（1679）7月、9代目膳所藩主である本多康将（康慶の叔父）が隠居し、康慶が跡を継ぎました。この定書はその翌年に出されており、代替わりに伴って、新たに藩主となった康慶が改めて藩士に心構えを説いたものと解釈できます。

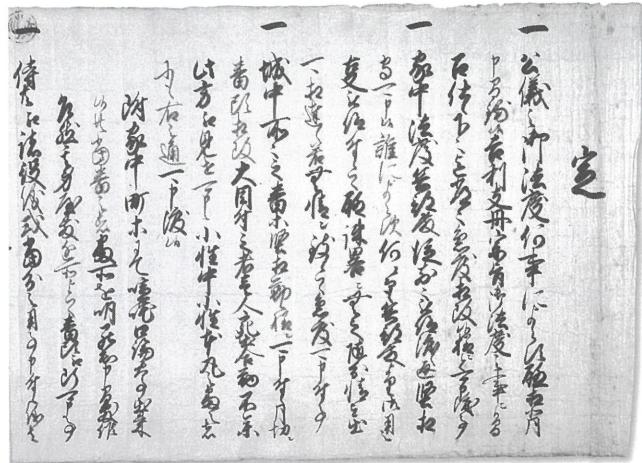
膳所藩主が藩士に向けて出した定書は早稲田大学が所蔵しているものなどがありますが、この定書のような長大なものはこれまで見つかっていません。

内容は全16箇条からなり、幕府の法度遵守や交際、縁組、武芸の嗜み、前藩主康将の御用に関するなど、多岐にわたります。

第1条に、幕府の法度を遵守し、切支丹宗旨（キリスト教）は御法度であるから、召し使う下々の者まで徹底的に改めよと命じています。これは、延宝6年に幕府が切支丹禁令を再周知したことに対応したものであると考えられます。

第2条は、隠居した前藩主康将が出した法度は必ず守り、康将からの御用は疎略にせずにちゃんと務めるよう定めています。そもそも前藩主康将は実子である忠恒（ただつね）がいるにも関わらず、甥である康慶に藩主を継がせています。これは、もともと藩を継ぐ予定であった康将の兄である康長が早逝したため、当時、弱冠12歳であった康慶が成人するまでの中継として康将が家督を継いだと思われます。現に康長が亡くなった翌年に、康慶は康将の娘を娶り、家督継承がスムーズに行われるよう周囲に示したのです。

このようなこともあります。康慶は康将にとても感謝をしていましたと思われます。康慶が膳所藩主になるに際し、康将の子忠恒に1万石を分知し、河内西代藩が立藩しました（のちに伊勢神戸に転封）。血筋の確保という面が大きいですが、実子に膳所藩主を継がせなかつた康将への御礼という意味合いもあると思います。前藩主康将への奉公を命じた条文を第2条目に持ってきたのは、康慶の康将に対する配慮のあらわれでしょう。



（巻首）

第3条は、城中所々の番をしっかりと勤めるようにという内容で、第4条は、役儀については組頭を通じて命令を伝えることを定めています。第10条（屋敷替の届出）や第11条（訴訟の方法）でも組頭を通じて届出や訴訟を行うように定められており、康慶は組頭を家中統制の要に位置付けようとしていたと考えられます。

第5条では、日頃から武芸を嗜むことを命じています。

第6条では、養子は親類の中から取るべきこと、第7条では、縁組をする際の祝儀や食事などはできるだけ簡素にすべきことを定めています。家中に質素儉約を促す条文は他にもあり、第12条、第13条、第14条にも述べられています。このように質素儉約をくり返し家中に命じているのは、藩の懐事情が厳しいものもあるでしょうが、時の將軍徳川家綱がたびたび儉約令を出していることも影響しているのでしょうか。

第8条には、「勝手不如意」につき、浪人のみならず、藩士の子弟でさえも跡継ぎ以外は召し抱えない旨が記されています。

第9条は城廻の殺生の禁止、第15条は京・大津行きの事前届出制、第16条は会所来客時の取決めです。

歴代藩主は代替わりごとに家中定書を出したと考えられます。家中定書は当時の世相や藩主のカラーが反映されており、まだまだ謎が多い膳所藩政を解き明かす鍵となる史料ではないでしょうか。

（学芸員 五十嵐正也）

「歴史博物館」と「文化財保護課」が市長部局に移管しました

本年4月1日、大津市歴史博物館と文化財保護課（文化財保護政策）が、これまでの教育委員会から市長部局（市民部）へ移管されました。これは歴史文化に関する施策と、まちづくりや観光振興に係る施策とを、市長部局で一体的に行うことで、歴史文化の保存と活用をふまえたまちづくりを一層推進することを目的としたものです。

移管後も博物館の事業や役割は、これまでと大きく変わることはございませんが、今後は改めて市内の文化財の計画的な調査に取り組むとともに、大津の歴史や文化により身近に接していただけるよう、知恵を絞った企画をお届けしていきます。引き続き、よろしくお願ひいたします。

【職員自己紹介】

館長

岸本 宏
きしもと ひろし

本年4月より、大津市歴史博物館館長に就任しました岸本です。大学卒業後、民間企業を経て、平成4年4月に大津市役所に奉職しました。これまで8部署を経験し、観光振興やまちづくりの部署では、博物館とも連携を図りながら、事業を進めてきました。趣味は、野球、テニス、スキー、最近ハマリだした釣りです。気さくな性格で、誰とでもすぐ打ち解けられる人間です。博物館へお越しの際は、是非お声かけいただければ幸いです。

さて、博物館では、人と人、人とモノとの出会いによって生みだされる学びの楽しさを、幅広い世代の人々とともに分かち合うことで、誰もが暮らしてよかった、訪れてよかったと思えるような大津のまちづくりにも寄与できる事業を、これからも進めてまいりたいと考えております。

学芸員

柘植 健生
つげ けんせい

皆様、はじめまして！学芸員の柘植健生と申します。専門分野は仏教美術で、特に中国南北朝時代や飛鳥時代の仏像を中心に研究しています。仏像の勉強を始めたきっかけは、大学3年時の中国旅行で龍門石窟を見たこと。悠久と流れる大河、広く青い澄んだ空、20メートル近い大仏のコンビネーションを直接目の当たりにした感動から、この道に進みました。学芸員の仕事の最大の魅力は文化財をゼロ距離で見られることだと思っています。働き始めてからというもの、大津の文化財の豊かさを肌で感じ、驚かされるばかりですが、今後はその魅力を発信して、私のかつての感動に似たものを、少しでも皆さんにお届けできるよう、努力致します。

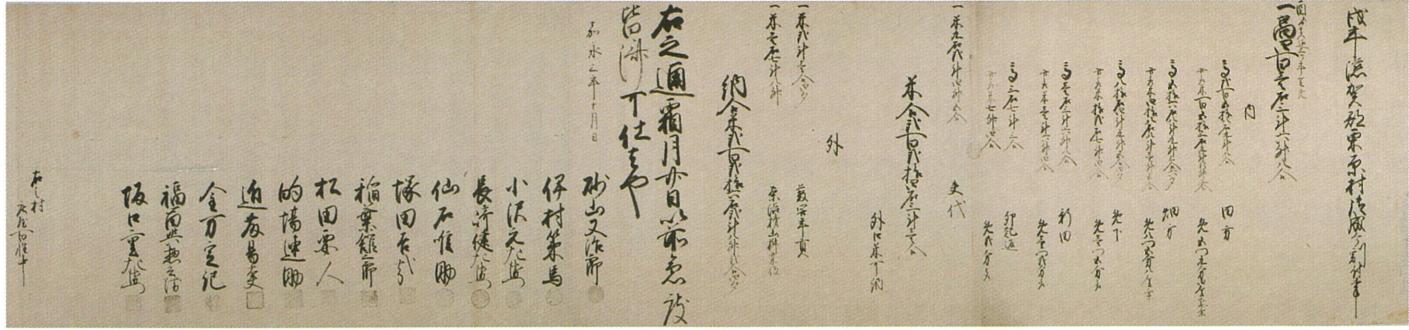
学芸員

五十嵐 正也
いがらし まさや

はじめまして、で違和感を覚える人は相当歴博だよりを読み込んでいる猛者ですね。そうです、実は歴博だより No.123、No.124 の収蔵品紹介を書いているのです。なので実はこれがはじめてではないのですが、改めて自己紹介をしようと思います。

小学校1年生の時に大津へ引っ越してきて足掛け25年近く住んでいます。専門は日本近世史で、戦国時代から江戸時代の初めぐらいです。中学生の時に某テレビゲームにドはまりしたことから、歴史が好きになった系の人間です。歴史を調査・研究することは、果てしなく続く謎解きゲームをするようなものだと思っており、一生その沼から抜け出しができないと覚悟しております。皆様にもその「沼」の魅力を少しでも伝えることができたらと思います。

嘉永三年滋賀郡栗原村免定（畠家文書）



当館に寄託されている畠家文書は、栗原村（現、大津市栗原）の庄屋を務めた畠家に伝來した古文書です。

江戸時代の栗原村は相給でした。相給とは、一つの村に対して複数の領主が支配している状態のことをいいます。栗原村の場合、天明6年（1786）以降、柘植平右衛門家領・石川三左衛門家領・淀藩領の相給でした。

淀藩は、京と大坂を結ぶ交通の要衝淀（現、京都市伏見区淀）に本拠を置いた譜代藩です。次々に藩主家が変わりますが、享保8年（1723）に下総佐倉（現、千葉県佐倉市）より稻葉家が入ると、幕末まで稻葉家が淀藩主として君臨します。

淀藩稻葉家は10万石を超える譜代藩でも有数の大名でしたが、領地が散在しており、淀から遠く離れた越後国（現、新潟県）にも領地がありました。現在と違って、往来や連絡に大変時間がかかり、莫大な経費がかかりました。そのため、淀藩稻葉家はできる限り遠方の所領を淀に近いところに振り替えてもらうように幕府に働きかけます。

それが功を奏したのか、天明6年に越後国の領地が近江国や河内国などに振り替えられました。その振り替えられた領地の一つが栗原村でした。この時大津市域では、栗原村以外に、上在地村（現、伊香立上在地町）、上仰木村（現、仰木2丁目、仰木4丁目の一部）、赤塚村（現、滋賀里1丁目～4丁目）が淀藩領になりました。この4ヶ村はいずれも相給でした。

さて、前置きが長くなりましたが、この史料について説明します。この史料は「免定」と呼ばれるものです。免定は免状、年貢割付状ともいい、その年に納めるべき年貢高と納入期限が記されています。現代風に言うと納税通知書のようなものです。現在の納税通知書は個人宛てに

出されますが、江戸時代の免定は個人ではなく村宛てに出されました。

差出人は淀藩の役人で、実に13人の役人が名を連ねています。宛先は「右之庄村屋百姓中」とあり、一種のテンプレートとして、村名と石高を変えて淀藩領の各村に一斉に出されたと考えられます。また、表題にある「戌年」はこの史料の奥書にあるとおり、嘉永3年（1850）です。

実際にこの史料の中身を見てみましょう。最初に年貢が賦課される基準となる田地の高が記されています。そこには、「一、高四百壱石三斗六升八合」（401.368石）とありますが、これは栗原村全体の石高ではなく、淀藩領分のみの石高を示しています。また、右肩には、「酉亥まで三ヶ年定免」とあり、酉年（嘉永2年）から亥年（嘉永4年）まで定免じょうめんであったことが分かります。定免とは、過去数年間の年貢の平均をもとに、3～10年の年貢高を決め、豊作や凶作に関係なく徴収することです。栗原村の淀藩領の場合、3年ごとに定免を行って年貢高を決定していましたが、実際は寛政5年（1793）から幕末まで年貢高は一定でした。

その年貢高は「式百式拾六石式斗八升式合四タ」（226.2824石）で、税率は約56%と比較的高いですが、新田開発などにより収入高は徐々に増えているはずであり、実際の税率はそこまで高くなかったと考えられます。

このように、一つの免定だけでも現在の我々にいろいろなことを教えてくれます。6月21日（火）～7月31日（日）開催のミニ企画展「大津の淀藩領の村々」では、この免定以外にも、淀藩主稻葉家や村に残された史料を展示し、淀藩と大津の藩領の村々とのつながりを紹介していきますので、ぜひ御来館ください。（学芸員 五十嵐正也）